

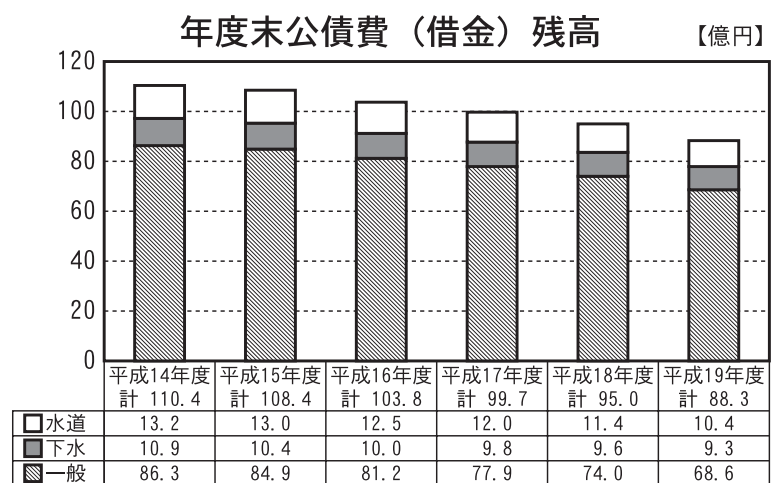
健全財政で 「ふれあいの まちづくり」を

豊かなみどり あふれる笑顔

町では、平成14年度末に上下水道を含めて110億4,000万円あった地方債（借金）残高を19年度末には88億3,000万円に減らしました。

中には、過疎債のように、償還金の7割が普通交付税に加算される有利なものもありますが、いかに、この残高を減らしながら、まちづくりを進めていくかが財政健全化のポイントといえます。

財政健全化戦略プランの実行には、町民の皆さんのご理解とご協力が不可欠です。財政の健全化を図ることで、平成19年度にスタートした「第5次訓子府町総合計画」に描かれている訓子府町の将来ビジョン「豊かなみどり あふれる笑顔 みんなでつくるふれあいのまち」の実現に一歩ずつ近づいていきます。



経営改善へ増収対策

上下水道料金を改定

プランでは、これまでの行政改革同様、歳出の削減を行う方針ですが、増収対策にもより力を入れていくことになります。

皆さんのご理解とご協力をいただき、町税や使用料の収納率向上を図っていかねばなりません。

特に、上下水道事業については、経営健全化の取り組みが必要となっており、借金の一部繰上償還や低利資金への借り換えと合わせて、今年4月1日から料金を改定することとしました。

水道事業は、平成11年4月から10年間、下水道事業は平成4年4月から17年間料金を据え置いて、運営しています。この間、両事業ともにハード・ソフト両面の整備を行い、借入金の償還を続けています。

経営状況などは、広報「くんねっぶ」の昨年6月号から毎月シリーズで紹介してきたとおりですが、支出の抑制や料金の改定により経営改善を図ろうとするものです。

改定料金は下表のとおりとなっています。

葬斎場使用料、 窓口手数料なども改定へ

葬斎場使用料は、現行の料金設定から22年が経過していることと、管内他市町村の状況を勘案して、今年4月1日から改定します。

改定後の料金は、町民（12歳以上）が火葬1体当たり現行1万円を1万5,000円に、12歳未満は現行6,000円を1万円に、町外者の場合はそれぞれ5,000円を加算した額としました。

年間の葬斎場の維持管理経費は、約700万円で、火葬1件当たり10万円前後要しているため、火葬実績に基づいて支払う1体当たりの加算委託料1万5,000円をご負担いただくものとするものです。

また、住民票の交付や税の証明手数料などの窓口手数料も改定するほか、これまで無料だったはち駆除料を一部負担していただくことも検討しています。

上下水道の改定料金

《水道事業料金比較＝基本料金は据え置き》（1か月当たり）								
口 径	13 mm	20 mm	25 mm	30 mm	40 mm	50 mm	75 mm	100 mm
基本料金 (従量料金)	1,260 円	1,680 円	2,205 円	2,730 円	3,780 円	7,350 円	12,285 円	24,465 円

使用水量	5 m³まで	5 m³を超え 10 m³まで	10 m³を超え 30 m³まで	30 m³を超え 50 m³まで	50 m³を超える分
	1 m³につき	1 m³につき	1 m³につき	1 m³につき	1 m³につき
現行料金	131.25 円	152.25 円	173.25 円	183.75 円	183.75 円
改定料金	136.50 円	157.50 円	178.50 円	189.00 円	194.25 円

《下水道料金改定比較》（1か月当たり）					
計量制区分	基本料金	超過料金	定額制区分	基本料金	超過料金
	10 m³まで	1 m³につき		1 家族 2 人まで	1 人増えるごと
現行料金	1,470 円	147 円	現行料金	2,100 円	1,050 円
改定料金	1,680 円	168 円	改定素案	2,394 円	1,197 円

《個別排水処理施設受益者分担金》（処理施設 1 基当たり）							
年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度以降
受益者分担金	50,000 円	50,000 円	100,000 円	200,000 円	300,000 円	400,000 円	500,000 円